

◎新潟県告示第348号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、次のとおり第5次新潟県地域保健医療計画（平成25年4月新潟県告示503号）の変更を決定したので、同法第30条の4第16項の規定により当該変更後の計画書を新潟県福祉保健部福祉保健課、県内の地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健衛生部地域医療推進課及び新潟市保健所において縦覧に供する。

平成30年4月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 主な改定事項

- (1) 計画書の名称を「第7次新潟県地域保健医療計画」とする。
- (2) 計画期間を平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までとする。
- (3) 基準病床数（医療法第30条の4第2項第14号）を次のとおり変更する。

ア 各圏域における一般病床及び療養病床の基準病床数

二次保健医療圏域名	基準病床数
下 越	1,710床
新 潟	7,342床
県 央	1,392床
中 越	4,084床
魚 沼	1,109床
上 越	2,456床
佐 渡	538床

イ 県全域における精神病床、感染症病床及び結核病床の基準病床数

病床種別	基準病床数
精神病床	5,491床
感染症病床	36床
結核病床	43床

- (4) その他所要の記載の追加等を行う。

2 改定年月日

平成30年3月30日